

**国内ランドオペレーター向け誘客促進事業
公募型プロポーザル 質問票への回答**

- 1 仕様書「1 趣旨」について、「今後の訪日外国人旅行者の更なる増加も見据え、本事業を通じて県内でのランドオペレーター育成も目指すこととする」とありますが、「ランドオペレーター育成も目指す」とは、本事業の提案事業者ではなく、提案事業者以外の別のランドオペレーター事業者の育成を目指すとの解釈でよろしいのでしょうか。

(回答)

本事業の趣旨は、委託事業者が、本県の観光の魅力をセールスするほか、国内ランドオペレーターや県内の観光施設、宿泊施設等とのコネクションを形成することで、更なるインバウンド誘客の促進を図ることを目指すものです。ひいては、本事業を通じて、委託事業者を含めた県内ランドオペレーターの育成を図ることを目指します。

- 2 仕様書「4 業務内容（1）被招聘者の選定」について、すでに県で想定されている方がいらっしゃればご教示ください。

(回答)

本県の観光に興味・関心があり、今後の送客についても期待できる事業者を被招聘者としてご提案ください。

- 3 仕様書「4 業務内容（2）国内事業者へのセールス活動及び県内招聘（ファームトリップ）の実施」について、「セールス媒体」とは何を指しますか。メディア等の媒体を使用せず、独自のルートで対象事業者へ周知するなどの方法でも良いですか。

(回答)

本県の観光の魅力を効果的に発信できる方法をご提案ください。

4 仕様書「4 業務内容（2）国内事業者へのセールス活動及び県内招聘（ファムトリップ）の実施」について、富山まで移動交通費（往復）は被招聘者に負担いただくことは可能ですか。

（回答）

被招聘者の富山までの移動交通費（往復）は、本業務の事業費に含めることを想定しています。ただし、当該経費を節減する効果的な手法があればご提案ください。

なお、実際の実施、支払い等の詳細については、委託事業者決定後、県と協議してください。

5 仕様書「6 その他（4）事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権（受注者が委託業務を履行する前から有していたもの等本事業と無関係に有していた著作権は除く。）は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県に帰属するものとする」とありますが、今回視察のために造成したツアープログラムの権利はどのような扱いとなりますか。今後、県の許可なしに実施できないなどの制約はありますか。

（回答）

本事業の趣旨は、委託事業者が、本県の観光の魅力をセールスするほか、国内ランドオペレーターや県内の観光施設、宿泊施設等とのコネクションを形成することで、更なるインバウンド誘客の促進を図ることを目指すものです。ひいては、本事業を通じて、委託事業者を含めた県内ランドオペレーターの育成を図ることを目指します。

本事業完了後においても、本県への更なる誘客に取り組んでいただきたいと考えており、ツアープログラムやモデルコース等の内容については、活用いただいて構いません。

なお、その他権利の詳細については、委託事業者決定後、県と協議してください。